

## 第 19 回 定例農業委員会総会議事録（第 25 期）

- 1 日 時 令和 7 年 1 月 27 日（月） 8 時 58 分～10 時 21 分  
2 場 所 阿久根市役所大会議室

### 3 出席委員（12 名出席）

- ①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ③高原 熊夫 ④矢槿 学  
⑤白濱 和利 ⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢  
⑨尻無濱 俊幸 ⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

### 出席農地利用最適化推進委員（7 名出席）

- 小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄  
○尾上 進 ○山平 俊治 ○野崎 正信

### 4 欠席委員

なし

### 5 議事日程

- 諮問第 1 号 阿久根市地域計画の策定に係る意見について  
諮問第 2 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 非農地判断について  
議案第 4 号 農用地利用集積計画について  
議案第 5 号 令和 7 年度阿久根市農作業賃金等標準額について

### 6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 事務局長 下脇 一博  
管理係長 平瀬 修治  
主 査 岩崎 展幸  
主 任 川畑 幸博  
○農政林務課 主 査 高口 良輔  
主 事 奥 裕太

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局から報告がありましたように現在の出席委員は12名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第19回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1、議事録署名委員の指名**であります。議長において、7番 園田 勇一 委員、8番 馬見新 貢 委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2、会期並びに議事日程の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第19回定例農業委員会総会は、本日の1日と決定いたします。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3、諸報告**であります。1月6日に開催された阿久根市仕事始め式に私が出席しました。

また、翌日の1月7日には、ABCパレスで開催された商工会議所が主催する新春懇談会に私が出席しました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第4、諮問第1号 阿久根市地域計画の策定に係る意見について**を議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (奥 裕太)

諮問第1号 阿久根市地域計画の策定に係る意見について説明させていただきます。

この計画につきましては、令和5年の農業経営基盤強化促進法等の改正により人・農地プランが地域計画として法定化されております。

地域計画では、地域における農業の将来の在り方等について、地域の協議の場を

設け、その結果を踏まえ、農用地の効率かつ総合的利用を図るための計画になります。

また、令和7年3月までに一度計画を策定することと国から求められているところです。

今回、農業経営基盤強化促進法第19条の第6項による「市町村は、地域計画を定め、またはこれを変更するとき、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴くこと」となっておりますので、委員の皆様の御意見を賜りたく諮問させて頂いたところであります。

今回の地域計画（案）につきましては、各地域で協議を行って参加された農業者や区長から出た意見をもとに作成したものになります。

地域計画の区域の状況については、小学校校区を基準とし、市内12地区を設定しており、12地区全体の農地面積は、田が386haで、畑が827haで、計1,213haを地域計画のエリアに設定しております。また、利用者や認定農業者等含む農業を担う者は全体で347経営体としております。

次に、目標地図ですが、エリアごとに設定しておりますが、令和5年度から令和6年度にかけて、農業委員会に御協力いただいた現段階での農業者の経営規模の意向をもとに作成しております。10年後の耕作者は、この目標地図のとおりになります。鶴川内北部、鶴川内南部地区、多田地区、赤瀬川地区の4地区におかれましては、現状維持の方のみでしたので、現状のまま設定しております。その他の地域では、農地を貸したい人や離農予定の方の農地があり、集積可能な箇所として色付けをしております。

また、今回の協議の場では、耕作者を誰にするかまでは決めきれなかったため、話し合いを継続しながら、耕作者も決めていきたいと考えております。さらに区域外に在住の方にも、意向を聴取・協議の場への参加を周知しながら、地域計画の完成度を高めていく予定としております。

諮問第1号の説明につきましては以上です。

よろしくお願い致します。

議長 （田嶋 輝男）

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 （中野 和徳）

地域計画が策定された後に、変更等を希望される農家の方がいた場合、自由に変更できるか、また、どの程度の許容範囲で変更ができるか、教えてください。

農政林務課 （奥 裕太）

今回、各地区において話し合いを1回行ったところではありますが、今後、継続して話し合いを行う予定であります。今回の目標地図は、あくまでも確定するものではなく、今後の話し合いの基になるものであり、地域での話し合いを行う中で、変

更をしたいとの要望があった際には、いつでも更新を行っていきたいと考えております。

委員 (中野 和徳)  
分かりました。

議長 (田嶋 輝男)  
他に質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、諮問第1号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第5、諮問第2号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について**を議題といたします。  
ただし、「〇〇 〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分を先に審議いたします。  
「〇〇 〇〇」委員は、退席を願います。

議長 (田嶋 輝男)  
農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (高口 良輔)  
諮問第2号 農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、まず始めに議事参与分から説明いたします。  
資料の3ページ中段を御覧ください。  
「〇〇 〇〇」委員耕作分は、脇本〇〇番 外1筆、面積が1,582㎡で、いずれも基盤法からの移行によるものであります。  
以上よろしく願います。

議長 (田嶋 輝男)  
農政林務課の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件については、原案のとおり決定いたします。  
「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 (田嶋 輝男)  
次に議事参与分以外を審議いたします。  
農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (高口 良輔)

それでは、改めまして農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっておりますので、諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和7年3月31日貸付開始分の申請であり、2月7日までに鹿児島県地域振興公社へ提出を予定しています。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地の筆数が62筆、面積43,405㎡となっております。

農地の所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

資料の右端に記載している利用権の設定等を受ける耕作者は9名であり、認定農業者が7名、地域の中心的な担い手が2名となっております。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)  
農政林務課の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、諮問第2号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
**日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)  
それでは、議案第1号について御説明いたします。  
議案書の4ページを御覧ください。  
今月の農地法第3条の申請は、売買による所有権移転が1件、贈与による所有権移転が2件、使用貸借権の設定が1件の合計4件です。  
整理番号1について、地図は別添資料1ページです。  
申請地は、赤瀬川〇〇番の畑で、面積は169㎡です。  
譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。  
申請の理由は、農業開始のため、農地を譲り受けるものです。  
申請地が、譲受人の自宅の隣であり、取得後は露地野菜を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。  
整理番号2について、地図は別添資料2ページです。  
申請地は、山下〇〇番の畑で、面積は489㎡です。  
借人は「〇〇 〇〇」さんで、貸人は「〇〇 〇〇」さんです。  
申請の理由は、貸人が農業者年金受給者であり、今まで貸していた方が亡くなったため、新たに借人と使用貸借権の設定をするものです。  
取得後は、露地野菜を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件

をすべて満たしております。

整理番号3について、地図は別添資料3ページです。

申請地は、脇本〇〇番の畑で、面積は883㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人が市外居住者であり、農業ができないことから、農地を譲り受けるものです。

申請地が、譲受人の自宅の隣であり、取得後は、申請地で露地野菜を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は受贈による所有権移転です。

整理番号4について、地図は別添資料4ページです。

申請地は、赤瀬川〇〇番の畑で、面積は305㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は「〇〇 〇〇」さんです。

なお、地図の登記者の名前が「〇〇」になっていますが、登記情報の入力に間に合っていないためです。

申請の理由は、譲渡人の要望により、農地を譲り受けるものです。

申請地が、譲受人の自宅の隣であり、取得後は、申請地で果樹をされる計画であり、労働力等につきましても許可要件をすべて満たしております。

なお、本件は、受贈による所有権移転です。

つきましては、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

5番 白濱 和利 委員

委員 (白濱 和利)

議案第1号に係る調査は、1月10日に、4番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号1について、申請地が自宅の隣接地であり、露地野菜を栽培される計画であり、適切な管理をしていくもの考えます。

整理番号2について、申請人は農作業歴が6年あり、露地野菜を栽培される計画であり、適切な管理をしていくもの考えます。

整理番号3について、申請地が自宅の隣接地であり、露地野菜を栽培される計画であり、適切な管理をしていくもの考えます。

整理番号4について、申請地が自宅の隣接地であり、果樹を栽培される計画であり、適切な管理をしていくもの考えます。

いずれの申請人も、労働力、農機具の所有状況など問題ないことから、調査結果

は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第2号について御説明いたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は2件です。

それでは、整理番号1の案件を御説明いたします。

議案書は6ページ、地図は5ページ及び6ページを御覧ください。

本件は、太陽光発電施設への転用を目的とする地上権の設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から北北西約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。

申請人は、京都府に本社がある「〇〇〇株式会社」です。

申請人は、鹿児島県内にある系列工場で使うための電力を発電するため、申請地を借り受け、太陽光発電施設を設置するため本件を申請されました。

本件は、所有権以外の権原に基づいて申請されたものであるため、土地所有者の同意書を添付してもらっています。

申請地は整地され、太陽光発電施設が設置されます。

申請地の雨水排水について、雨水は自然流下により流水されます。

続きまして、整理番号2の案件を御説明いたします。

地図は7ページ及び8ページを御覧ください。

本件は、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転の設定です。

申請地の位置は、市役所から南約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

用途地域の種類は、第一種中高層住居専用地域になります。

なお、平成22年5月の第23回総会において潟土地区画整理事業区画内の転用に係る現地調査については、宅地化を目的とした区域であることから、委員の現地調査は行わないとの決議に基づき、現地調査を省略し、当日、事務局から委員へ説明だけを行いました。

譲受人は、本市赤瀬川に居住されている、「〇〇 〇〇」さんです。

譲受人は、現在、両親と同居していますが、手狭となったことから、申請地に一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は整地され、一般住宅が建築されます。

申請地の排水は、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

4番 矢櫃 学 委員

委員 (矢櫃 学)

議案第2号にかかる調査は、1月10日に、5番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。

申請地の転用に当たっては、被害防除計画書が添付されており、土留め工事やブロック壁などの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。

これらを含めた申請内容は、転用許可基準の立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがって、調査結果は許可相当であります。

報告は以上です。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第8、議案第3号 非農地判断について**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第3号 非農地判断について御説明します。

議案書は、8ページから11ページになります。

今月の非農地証明願について、議案書は9ページになります。

件数は2件、田6筆1,951㎡、畑5筆384.2㎡、合計11筆2,335.2㎡です。

現地確認については、1月7日にそれぞれの担当区の推進委員と事務局で行いました。

現場については、雑木等が繁茂して山林・原野状態であり、非農地となっている事を確認しました。

次に、農地パトロールにより再生利用が困難と判断した農地について御説明します。

議案書は、10ページから11ページになります。

今月、非農地判断しました場所は、農用地区域内農地が、田1筆788㎡、畑12筆7,352㎡、農用地区域外農地が、畑35筆23,884㎡、合計48筆32,024㎡です。

確認につきましては、令和7年1月15日と16日に、農業委員2名と推進委員1名と事務局で行いました。

いずれも雑木等が繁茂して山林・原野状態であることを確認し、農地として利用する利益に乏しいことから、非農地と判断しました。

なお、農用地区域内の農地につきましては、農地からは外れますが、農振法まで

は外れませんので、建物を建てる場合などは、除外申請が必要になります。  
以上で報告を終わります。

事務局（岩崎 展幸）

申し訳ございません。

様式の変更について、追加で補足説明します。

議案書の 10 ページから 11 ページにかけてとなりますが、農地パトロールより再生利用が困難と判定した農地の表の中で、農用地区域内の欄の記載方法を変更しました。枠内に「○（マル）」があるものが、農用地区域内農地で、ないものが農用地区域外農地となります。

また、表の最後に、農用地区域内外に分けて筆数と面積、並びに合計筆数と面積を記載するようにしました。

以上です。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、非農地と判断することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号については、非農地と判断することに決定いたします。

議長（田嶋 輝男）

**日程第 9、議案第 4 号 農用地利用集積計画について**を議題といたします。

ただし、「〇〇 〇〇」委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（川畑 幸博）

それでは、議案第 4 号 令和 7 年農用地利用集積計画書第 1 号について説明させていただきます。

なお、本計画書の公告年月日は、令和7年1月31日となります。

まず、計画書の1ページになりますが、所有権移転に関して記載しております。

整理番号1の譲受人は、農地所有適格法人で認定農業者の「株式会社〇〇〇」で、譲渡人は、高之口区の「〇〇 〇〇」さんで、畑5筆 3,691 m<sup>2</sup>を露地野菜の耕作を目的として、贈与による所有権移転となっております。

なお、「株式会社〇〇〇」は、昨年12月総会において、認定農業者として承認をいただいております。

以上、議事参与案件を除く所有権移転1件について、説明させていただきました。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

次に、議事参与分審議いたしますので、「〇〇 〇〇」委員は、退席を願います。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、引き続き、説明をさせていただきます。

資料は2ページからとなり、利用権の設定に関する総括表となっております。

今回は、新規が1件であり設定の期間は3年間となっております。面積については、畑が2筆 4,379 m<sup>2</sup>の利用権設定となります。

内訳について、3ページになりますが、整理番号1の借人は、脇本浜区で認定農

業者の「〇〇 〇〇」さんで、1 番の貸人は大阪府在住の「〇〇 〇〇」さんで畑 2 筆 4,379 m<sup>2</sup>を 3 年間の使用貸借権設定となっております。

以上、議事参与に係る利用権設定 1 件を説明させていただきました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については、原案のとおり決定いたします。

「〇〇 〇〇」委員の着席を認めます。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 10、議案第 5 号 令和 7 年度阿久根市農作業賃金等標準額についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第 5 号 令和 7 年度阿久根市農作業賃金等標準額について説明させていただきます。

初めに、1 ページが令和 7 年度の農作業賃金等標準額となります。

内容に関しては、2 ページ以降の資料で説明していきたいと思っておりますので、資料の 2 ページをお開きください。

標準額の策定に当たりまして、関係機関の情勢を調査いたしました。

1 番であります。鹿児島労働局、労働基準監督署のホームページから引用した時間額の最低賃金であり、令和 6 年 10 月 5 日から効力発生したものであります。

まず、令和 6 年度の鹿児島県の最低賃金は、時間額が 953 円であり、昨年度と比較して 56 円上がっています。率としては、6.2%のアップということで、仮に 1 日

を8時間として勤務した場合は、7,624円となります。

次に、全国平均になりますが、時間額は1,050円であり、昨年度と比較して51円の引上げであり、率としては5.1%の上昇となっています。8時間勤務した場合は、8,440円となり、鹿児島県と全国平均を比較した表の右側の比較であります。時間額にして102円、8時間勤務した場合において816円のマイナスとなります。

ただし、時間額は全国平均を下回っておりますけれども、各年度における比較と次の表の時間額推移を見ていただければ分かりますとおり、鹿児島県と全国平均ともに増える傾向にありますが、その差額が徐々に近づいている状況にあります。

次に、2番のJA鹿児島いずみであります。資材課長からの情報提供であります。肥料について、令和6肥料年度春肥の価格は、肥料原料や海上運賃などの市況の変動、直近の水準を折り込み、価格交渉を行った結果、基準額となる高度化成一般で前期対比1.9%の値下げとなったとのことあります。

次に、3ページになります。

農薬については、全農取扱農薬約1,209品目のうち、値上げが1,070品目、値下げが3品目、残りは据え置きとなったとのことあります。

次に、園芸資材であります。段ボールが10%以上、農ビが3%以上、農POが3%以上、農ポリが7%以上の値上げとなっています。

次に、JA折口給油所からの情報提供である燃料費単価推移についてであります。

まず、ガソリンであります。182円で昨年度と比較して9円アップ、引上率は5.2%、軽油が163円で9円のアップ、引上率で5.8%、灯油が124円で6円のアップ、引上率が5.1%、重油が124円で9円のアップ、引上率7.8%となっています。

なお、この表内の金額については、1月の中旬のものであり、この後にガソリン減税の縮小が15日頃から実施され、約5円程度上がっていると思っておりますけれども、こちらの方は、反映した金額となっております。

次に4ページになりますが、阿久根市シルバー人材センターの受託費であります。

実際には、高齢者であるため8時間は勤務されないとは思いますが、労働時間を1日当たり8時間で計上しています。

まず、甘藷・果樹等の収穫については、8,832円であり、昨年度比較して552円値上げとなります。

次の草払い・伐開等については、11,040円であり、460円の値上げとなります。

この金額には、シルバー人材センターが受け取る事務費の15%が含まれています。

実際に本人が受領する金額は、事務費を差し引いた場合、115分の100で計算しますと、甘藷・果樹等の収穫については、8,832円が7,680円となり、1時間当たりの単価が960円となります。

また、草払い・伐開作業については、11,040円が9,600円となり、1時間当たりの単価が1,200円となります。

伐開作業等については、合わせて燃料費が必要となりますので、その分をある程度上乗せした数字でありますので参考としてください。

次に5ページであります。直近3年間の標準額をお示ししてあります。

赤字で記載されている部分が、それぞれ改正を行った数字であります。

まず、一般作業についてであります。軽作業の標準額が令和7年度は7,700円、令和6年度は7,200円、令和5年度は6,900円となっております。これは、最低賃金を考慮して、改正を行っているところでもあります。重作業についても同様であります。

次に、機械作業につきましては、令和7年度の赤字で記載しています数字を改正しようとするものであります。また、令和6年度で、ほとんど全項目について改定を行っている状況にあります。

次に、6ページになりますが、標準額改定の根拠を示してあります。

初めに、一般作業の軽作業についてであります。作業内容については、ここに記載のとおりであります。ただ、標準額の改定につきましては、県の時間額最低賃金が、10月5日から1時間897円から953円に引き上げられ、これは先ほど説明したとおりですが、1日8時間の労働時間算出で日額7,624円となり、現行の標準額の7,200円では下回ることになるため、現行の標準額以上の額に設定する必要があります。

現行の時間単価が900円でありますので、令和7年度の時間単価を962.5円とし、1日8時間の標準額を時間単価の962.5円を8時間で、7,700円と改定しようとするものであります。

次に、重作業であります。作業内容については記載のとおりであり、標準額の改定については、軽作業と同様に、現行の標準額の7,800円、時間単価の975円となることから、令和7年度の時間単価を1,050円とし、標準額を8,400円に改定しようとするものであります。

次に、機械作業であります。令和5年度の改定については、平均で約3%の引き上げを行い、令和6年度につきましては、前年度改定を実施しなかった、32項目において、おおむね2から3%程度の引き上げを行ったところでもあります。

次に、令和7年度であります。稲刈りのコンバインについては、実態に則して現行の17,000円から18,000円へと1,000円の引き上げ、稲刈りバインダーの1項目及び乾燥調製の4項目を新設しようとするものであります。

また、その他の項目については、人件費、燃料費や資材価格等の上昇もあり、一般的な改定を検討すべきとは思いますが、令和4年度から令和6年度にかけて、ほぼ全項目において改定を行ってきていることから、令和7年度は据え置くことと考えております。

また、作業項目中、実態にそぐわないと思われる項目もみられることから、農家及び受託事業者等の意見を聞きながら、今後内容の全般的な見直しを検討したいと思っております。

次に、その他になります。

標準額については、毎年度十分に協議を重ねてきているところではありますが、出水市及び長島町の出水地区の標準額等考慮しながら検討をお願いしたいと考えております。

8ページから9ページにかけての表については、それぞれ、阿久根市、出水市、長島町の標準額を比較して記載したものになります。必ずしも、阿久根市の項目と

一致するものばかりでなく、ある程度、この項目に該当するだろうとのことで当てはめるところもありますので、そのつもりで参照ください。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

関係機関等の情勢、年度別の改定の推移等を踏まえ、令和7年度の標準額について、案が示されたところであります。

詳しくは、事務局の方から説明がありましたので省きます。

ここで、委員の皆さんから御意見、御質問等を受けて、採決をとるところですが、しばらく確認の時間を取りたいと思います。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、再開したいと思います。

まず、一般作業の軽作業と重作業の標準額について、御意見、御質問等はないでしょうか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

意見等ないようでありますので、一般作業のうち、軽作業の一日8時間あたりの標準額を7,700円に、重作業を8,400円とすることで承認してよろしいでしょうか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議がないようでありますので、一般作業の標準額については承認されました。

次に、機械作業の標準額について、御意見、御質問等はないでしょうか。

委員 (園田 勇一)

ひとつ確認をさせてください。

乾燥調製の金額については、JAの金額となりますか。

JAの場合、コンバインで刈って搬送までしてくれるのですが、その搬送の金額まで含まれているのでしょうか。

事務局 (川畑 幸博)

乾燥だけの金額になり、運賃は別になると思います。

あくまでも、標準額との捉え方であります。

ただ、阿久根市については、細かく設定しているところであり、他の19市については、ここまで細かく設定していないところあります。

議長 (田嶋 輝男)

これは、標準額であり、あくまでも委託者と受託者が話し合いで、最終的に決めることとなります。

事務局 (川畑 幸博)

次年度以降については、標準額の設定方法等について、見直しを行っていきたいと考えております。

市内の受託事業者を参集して、御意見等を聞いた上で、項目や金額等を設定していきたいと考えているところであります。

委員 (高原 熊夫)

私は、受託組合には入っていませんが、作業賃金等については、直前になって、ぎりぎりの9月頃に示される場所があります。したがって、昨年も阿久根市で公表された金額と違ったところもありました。

議長 (田嶋 輝男)

受託組合は、話し合いをするのですか。

委員 (高原 熊夫)

はい、話し合いが行われます。

事務局 (川畑 幸博)

受託組合は、阿久根と三笠の両方に存在しますか。

あるようであれば、両方の受託組合と調整する必要があると考えられるため。

委員 (高原 熊夫)

はい、両方にあります。

事務局 (川畑 幸博)

阿久根市で標準額を示すことは、非常に難しいと感じています。

できることなら、受託組合で示すことはできないのでしょうか。

議長 (田嶋 輝男)

受託組合も、たたき台がないと話し合いができないため、阿久根市の方で標準額を示してほしいと聞いております。

委員 (高原 熊夫)

もう一つ良いですか。

乾燥調製のところの糲摺り調整 30 キロの 500 円っていうのは、玄米にした時の

金額になると思います。

事務局（川畑 幸博）

情報提供で頂いた資料に、そこまでの記載がなく、そのまま掲載したところでありました。

乾燥調製に関しては、御指摘いただいたとおり、いろんなパターンがあり、標準額としてお示しすることが、どうなのか考えさせられます。

混乱を招くようであれば、糲摺り調整の2項目を外すようにしましょうか。

委員（白濱 和利）

今度、乾燥させたときの明細書があるので、事務局に持っていきます。

議長（田嶋 輝男）

その他に御質問、御意見はございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

他に質疑がないようですので、機械作業の標準額については、事務局の提案したものとし、乾燥調製については、農協に合わせる形で表記することに決定することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって、本件については承認いたします。

なお、今回承認された標準額については、例年3月の広報配布時に「農業委員会だより」で市内全戸に配布するとともに、市ホームページにも掲載することを申し添えさせていただきます。

議長（田嶋 輝男）

以上で提案されました案件は、全部議了いたしました。

議長（田嶋 輝男）

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長（田嶋 輝男）

それでは、以上をもちまして、第19回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 10時21分

議事録署名日 令和7年2月25日

農業委員会会長 ----- 田嶋 輝男 -----

議事録署名人 ----- 園田 勇一 -----

議事録署名人 ----- 馬見新 貢 -----

書 記 ----- 下脇 一博 -----